

## 子ども会夢活動支援事業要綱（案）

### 1 目的

夢活動とは、子どもたちが、自分たちで具体的に行事を企画し、組み立て、実施する一連の活動。活動を支援することにより、「子どもの手による子ども会」を目指しその充実を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

単位子ども会などにおいて子どもたち自身が企画した夢活動に対し、稲沢市子ども会連絡協議会（以下市子連）が事業費を助成する。

### 3 申請方法

(1) 単位子ども会は、市子連に「子ども会夢活動計画書」を提出。

(2) 事業の対象期間

年度4月から12月末日まで

(3) 申請期間

計画書の提出は12月末日まで

### 4 助成金の交付

(1) 安全共済会に加入している単位子ども会などが企画した事業に対し助成する。

(2) 助成金額は会員数によって上限を定める。

～ 30名 5,000円

31名～100名 10,000円

101名～ 15,000円

(3) 助成金は規定の事業報告書を提出の後、単位子ども会の指定口座に振り込む。

### 5 書類作成時の注意事項

(1) 子ども会夢活動計画書

①規定の計画書に記入

(2) 報告書

①規定の報告書に記入

②事業の収支決算は助成金額分のみを計上する。

※事業の支出に伴う書類（領収書など）の提出は不要だが、適正に報告すること。

### 6 事業の完了報告について

単位子ども会などは、事業完了後30日以内に報告書を作成し市子連へ提出する。

### 7 その他

提出された報告書については、市子連のホームページにて掲載することがある。